

○議長（貫井喜代次君） ただいま委員長から報告されたとおり、今日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

○議長（貫井喜代次君） お諮りいたします。

市長から議案の提出が一件ありましたので、この際今日の日程に追加したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十五号は今日の日程に追加することに決定いたしました。

○議長（貫井喜代次君） これより日程に入ります。

日程第一 議案の訂正についてを議題といたします。
本件について訂正理由の説明を求めます。

（企画財政課長 上野重勝君登壇）

○企画財政課長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案の訂正

についてお願いを申し上げます。大変申しわけない次第でございますが、議案第二十四号の昭和五十一年度福生市一般会計予算につきまして、予算特別委員会審査過程におきまして誤りが発見されましたので訂正をお願いいたします。三月十三日付のものにつきましては二十ページ、それから百八ページ、なお百八ページにつきまして、別紙添付のとおり御訂正をお願いしたいと思います。又、三月十九日付のものにつきましては、別紙添付のとおり三十五ページ及び三十六ページについて御訂正をお願いしたいと思います。

○議長（貫井喜代次君） 以上で説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認すること、に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 御異議なしと認めます。よって本件は承認すること、に決定いたしました。

○議長（貫井喜代次君） 日程第二 議案第八号 福生市表彰条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

（総務委員長 田村市郎君登壇）

○総務委員長（田村市郎君） 審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

本案に対する当委員会においての下見審査の要旨を申し上げまして補足説明といたします。

まず担当課長より、本条例は昭和三十三年に制定運用されておりましたが、現在の社会情勢等に即応できるようにすることと提出したという理由でありました。各委員の主なる質疑応答の中で、

一、助役・収入役は八年で該当、教育委員長は十年の該当に対し、第四条第二項、第三項の教育委員会の中に教育長を含めており、議会の同意を教育委員

として同意され、教育委員の中から教育長が選任されるので、各教育委員と同様である。

二、市の吏員として二十五年以上勤務した表彰は何名か。現在、市内の自治功労者は何名かに対し、市吏員は現在一名であり、市内功労者は七十四名で、うち五十六名は生存者である。

三、本条例改正に伴い、規則の改正についての市議の中で、一般表彰のうち町制以降の在職年数を明確にすること。

四、金品寄付額も物価や土地価の上昇を考慮して約三倍に、現在の個人の場合の金額で十万円以上、又は物品においては十万円以上に引き上げる。ただし、記念品も六千円相当額を一万円相当額にする。

この規則の施行は、金品寄付は毎年五月一日が基準日であるので、五月二日より施行していきたいとありました。

以上のような質疑応答の後、採決した結果、当委員会としては全員一致で可決と決定した次第でございます。何とぞ当委員会決定とあり御可決くださることをお願いいたしまして補足説明といたします。

○議長（貫井喜代次君）以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）以上で質疑を終ります。

○七番（鈴木藤次郎君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題になっております議案第八号については、討論を省略し委員会の報告により可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）御異議なしと認めます。よって議案第八号福生市表彰条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（貫井喜代次君）この際、日程第三及び日程第四を一括して上程いたします。

日程第三 議案第十一号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
日程第四 議案第十二号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
以上二案を一括して議題といたします。

本二案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

（総務委員長 田村市郎君登壇）

○総務委員長（田村市郎君）審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

引き続きまして、本件二案の補足説明を申し上げます。
当委員会としても、議案第十一号と議案第十二号は、今国会においての地方税法の一部改正の動きに従って同一的条例改正でありましたので、一括して審査をいたしました。

まず担当課長より、現在国会での地方税法一部改正の審議が遅れている現状で、各自自治体の税条例の納税関係の縦覧ができず、したがって納期を遅らせざるを得ないことから、両議案とも第一期の納期を五月三十一日までに改正するものであるとの説明でありました。

本員中より、過去においてもこのような時限的改正をしたことがあるかとの質問に対し、昭和四十五年、四十八年にも評価がえの年にこうした処置があったということでありました。

当委員会としては本二案の条例改正案は採決の結果、全員一致で原案どおりに可決すべきものと決定した次第であります。

当委員会の報告どおり決定されますようお願いいたします。はなはだ簡単でございますが補足説明いたします。

○議長（貫井喜代次君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 以上で質疑を終わります。

○七番（鈴木藤次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま一括議題となっております議案第十一号及び議案第十二号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から所定の賛成者を得て、本二案は討論を省略し、委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十一号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例及び議案第十二号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例の二案は、それぞれ委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（貫井喜代次君） 日程第五 議案第十三号 福生市国民健康保険条例

の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして、審査の補足説明を申し上げます。

今日の改正は助産費を二万円から四万円に、賦課限度額を十二万円から十五万円に引き上げるとともに、料率を所得割百分の一・八七から百分の二・四五、均等割を百二十円、平等割を三百八十円、それぞれ引き上げようとするものであるとの説明が担当課長よりありまして質疑に入りました。

本員中より、賦課限度額の対象数はいくらか、過去の限度額改正について、又、国保加入状況等について、それに対して、現行の賦課

限度額十二万円の対象は約百九十五世帯で、改正後は百四十二世帯となる。この限度額の改正経過は、昭和四十七年度において五万円から八万円に、四十九年度に現行の十二万円となった。加入状況は世帯数から見ると三五・八%、被保険者数で三三・三%となっている。又、外国人加入は百十四世帯の三百三十人であるという答弁があり、本員中より、本改正は被保険者に負担を強いる値上げ案であり反対であるとの意見がありましたので、起立採決の結果、賛成多数で本案を可決した次第であります。何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。まして補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から

発言を願います。一番原敏子君。

(一番原敏子君登壇)

○一番(原敏子君) 議案第十三号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

この国民健康保険の条例の改正は、保険料の値上げに伴う改正であります。改正の条例中第五条の助産費の増額は、現在の社会情勢の中で当然であると思います。むしろ、この改善はもっと早くすべきだったと考えております。第十三条の所得割、均等割、平等割の改正によって、低所得者にも保険料の値上げが適用されるのです。

このような不景気の中での国民健康保険料の値上げは、市民生活を脅かします。一般会計からの繰入金も増額することによって、国民健康保険料の値上げが防げます。

私は、この条例を改正することによって事実上、保険料の値上げとなるこの議案について反対するものとします。

○議長(貫井喜代次君) 次に賛成者、八番 山崎良之助君。

(八番 山崎良之助君登壇)

○八番(山崎良之助君) 議案第十三号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例に対する賛成討論を行います。

最近における国民健康保険財政は、医療費改定自然増及び公費負担制度における波及効果により医療費は大幅に増加しております。その反面、不況のあおりを受けて所得の伸びが乏しいことから保険料の増収も余り見込めない現状にあり、このため苦しい財政状況になっております。

さらに五十一年度において医療費改定が予想され、厚生省では九・一%を見込んで新年度予算に組み入れており、当市では改定自然増を見ても前年度対比二一・一%であり、ますます財政困難にたり、赤字財政が予想されることから、国保運営協議会では二回にわたり保険料引き上げを審議し、二一・九%の引き上げはやむを得ないという結論が出されております。

このような状況から見て、国民健康保険料は医療費に見合った

保険料を拠出すること、が原則であり、福祉的な立場から見ると一般会計繰入れについては二五%増額されており、高所得者等が該当する限度額については十万円から十五万円に引き上げをし、料率については低所得者に負担のかからぬよう、均等割、平等割の幅を調整し、所得割中心に引き上げを調整され二一・九%の引き上げ率になつてゐるのであります。

このような状況の中では保険料の引き上げはやむを得ないことであり、一方、給付の面では助産費が二万円から四万円支給されることに改善されており、これらを伴う今回の条例改正は妥当であり、これに賛成するものであります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で討論を終わります。

これより議案第十三号について起立により採決いたします。
本案について委員会報告とおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君) 起立二十名、多数であります。よって議案第十三号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例は委員会報告とおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第六 議案第十四号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(建設委員長 宇佐美良時君登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君) 御指名をいただきましたので、審査報告を申し上げます。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引続きまして、補足の説明を申し上げます。

本案審査にあつて担当課長の説明を求めました。その概要は、第六条第三項の申込者の資格については、いままでは連帯保証人をつけることが必要で、つけないようにするには融資審査会で認められることが必要で

あったが、今回の改正で連帯保証人がない場合には融資審査会を通すことなく、単に保証協会の保証があれば申し込みができるようになるものであります。

又、第十三条については、いままでは設備資金の融資は施工完了時点で融資されていたが、これを施工完了前でも施工事実の確認をすれば融資額の一部融資ができるように改正するものであるという説明が行われた後、質疑に入ったわけであります。

その主なものは、本制度のスタート時点の趣旨からいって、十万円から二十万円程度であれば無担保、無保証で貸し付けるような制度にする考えはないのか。本改正により、申込者は利用しやすくなるか。保証協会の保証を受けられなかった者はないのか等の質疑がありました。これに対して、無担保、無保証にすることは貸付金のもととも税金であるということから、どこまでかはきかない。借りる立場に立つと、借りやすくなると思う。又、保証協会の保証を受けられなかった者はないが、減額査定された者はあると聞いている等の答弁

があった後、採決をいたしましたところ、本案については委員会としては原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会決定どおり御可決くださるようお願いを申し上げ説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○七番(鈴木藤次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十四号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されました。

が、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第十四号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

議長(貫井喜代次君) 日程第七 議案第十五号 福生市地域会館条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、本委員長から報告をお願いいたします。

(総務委員長 田村市郎君登壇)

○総務委員長(田村市郎君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして、補足説明をいたします。

まず担当課長より、地方自治法第二百四十四条の二により本条例

制定についてる説明を受けた後、質疑に入りました。その主な点を申し上げます。

一、第七条の使用条件中第五号の、管理者が不適当と認められた場合というのは、これに対し、営利目的、公益を害し、秩序を乱すとか、集会の施設を損傷するおそれがある等のほか、他人に対して不快感を与えたり、他の会議等の支障になるものを持ち込む場合を考えているわけですが、しかし、この運用に当たっては慎重に行う。

二、会議の使用料についての質問に対し、他の公共施設の使用料とのバランス等、又、体育館の会議室と同程度であると判断の結果、一時間三百円とした。

三、この施設は防衛施設庁の補助があつた旨を明記すべきではないかとの質問に対し、過去において学校の防音工事の関係で明示したことはあるが、最近では国からの指示もない。又、このような看板等の補助金は含まれていないため、明示することは考えていない等の質疑応答の後、採決いたしましたところ、全員異議なく原案どおり決定した次第

であります。

何とぞ当委員会決定により御可決あらんことをお願いいたしまして
補足説明いたします。

○議長（貫井喜代次君）以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）以上で質疑を終わります。

○七番（鈴木藤次郎君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題になっております議案第十五号については、討論を
省略し委員会報告により可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）お諮りいたします。

ただいま鈴木藤次郎君から所定の賛成者を得て、本案は討論を
省略し委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されました
が、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）御異議なしと認めます。よって議案第十五号
福生市地域会館条例は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（貫井喜代次君）日程第八 議案第十九号 昭和五十年年度福生市
一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、の三常任委員会に審査を付託
してありますので、順次委員長から報告をお願いいたします。

まず、総務委員長田村市郎君。

（総務委員長田村市郎君登壇）

○総務委員長（田村市郎君）審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読）別添参照

引続きまして、当委員会における主なる質疑応答の要旨を申
し上げ補足説明いたします。

冒頭に、まず歳入関係について行い、次に教育費を除く歳出を順次

議二十二
議二十三
議二十四
反対討論
賛成討論
議二十九
議三十三
議二十
議二十一